

## 国立大学法人神戸大学クラウドファンディング実施要項

平成 30 年 6 月 21 日  
学 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、国立大学法人神戸大学（以下「本学」という。）においてクラウドファンディングを活用し支援金を募集する場合の手続きその他必要な事項を定め、新たな寄附者の発掘につなげるとともに寄附金収入を拡大することにより、本学の教育研究環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要項において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング事業者（以下「事業者」という。） 本学がクラウドファンディングを活用するために契約する法人をいう。
- (2) 実施責任者 クラウドファンディングにより受け入れた支援金により事業を行う者をいう。
- (3) 支援者 事業者を介して、本学の教育研究等活動を支援するため支援金を提供した個人又は法人をいう。
- (4) 支援金 クラウドファンディングを活用した結果、集められた金額をいう。

(実施責任者の義務)

第 3 条 実施責任者は、支援金を適正に管理し、執行するとともに、クラウドファンディングにより受け入れた支援金により行う事業を誠実に遂行しなければならない。

(申請)

第 4 条 クラウドファンディングにより受け入れた支援金により事業を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、別紙様式 1 の申請書を作成し、申請者の所属する部局等の長（事務局にあっては事務局長。以下「部局長等」という。）の承認を得て、学長に提出しなければならない。

- 2 部局（事務局を含む。）としてクラウドファンディングにより受け入れた支援金により事業を行おうとする場合は、別紙様式 2 の申請書を当該部局長等が学長へ提出するものとする。
- 3 本学の学生がクラウドファンディングにより受け入れた支援金により事業を行おうとする場合は、当該事業を監督する本学の教職員を申請者として、第 1 項の規定を適用する。
- 4 前項の場合において、当該事業が課外活動に関するものであるときは、第 1 項の規定中「別紙様式 1」を「別紙様式 3」と、「申請者の所属する部局等の長（事務局にあっては事務局長。以下「部局長等」という。）」を「学生委員協議会の議を経て、学生担当理事」と読み替えるものとする。

(申請条件)

第5条 申請にあたっては、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 寄附型のクラウドファンディングであること。
- (2) 公序良俗に反する等本学の業務遂行上支障があるものでないこと。

(審査)

第6条 学長は、第4条に規定する申請があった場合は、その内容について審査し、前条に定める申請条件を満たすものであると認められるときは、実施を決定することができる。

- 2 前項の審査に当たり、事業者を選定するために、国立大学法人神戸大学クラウドファンディング運営者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。
- 3 選定委員会は次に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 理事（基金担当）
  - (2) 事務局長
  - (3) クラウドファンディング申請者（部局等として申請する場合は、当該部局長等）
  - (4) 企画部長
  - (5) その他選定委員会委員長が必要と認めた者
- 4 選定委員会に委員長を置き、前項第1号の理事をもって充てる。
- 5 選定委員会委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 6 選定委員会委員長に事故があるときは、あらかじめ同委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 7 選定委員会は委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- 8 議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 選定委員会の事務は、企画部卒業生・基金課において処理する。
- 10 この要項に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会が定める。

第6条の2 前条第2項から第10項までの規定にかかわらず、別に定めるところにより特定の事業者と複数の事業に係るクラウドファンディングが可能な契約を締結することができる。

- 2 前項に規定する契約の期間内においては、当該事業者を本要項に定める事業者とすることができる。この場合において次条第3項の規定中「選定された事業者との契約が成立したときは、」とあるのは「本学が事業者に事業ごとに指定した日から」と読み替え、同条第2項の規定は適用しない。

(結果の通知及び事業の実施)

第7条 学長は、審査の結果を部局長等へ通知し、申請者が教職員の場合は、部局長等は当該申請者へ通知する。

- 2 企画部卒業生・基金課は財務部経理調達課へ審査の結果を通知するとともに、当該審査に係る申請書のコピーを送付する。
- 3 選定された事業者との契約が成立したときは、支援金募集を開始するものとする。

(受入れ)

第8条 支援金額は神戸大学基金への寄附として受け入れるものとする。

(礼状等の送付)

第9条 申請者は支援金を受け入れたときは、選定事業者と協議し速やかに支援者に対し電子メール等により礼状を送付するものとする。

(手数料及び管理費)

第10条 実施責任者が管理・執行する支援金の額は、支援金の総額から選定事業者との契約に定める手数料及び本学の管理費を控除した金額とする。

2 前項に定める本学の管理費は、支援金の総額の5%とし、神戸大学基金の基盤事業へ繰入れるものとする。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、クラウドファンディングの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成30年6月21日)

この要項は、平成30年6月21日から施行する。

附 則 (平成30年6月29日)

この要項は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月24日)

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月18日)

この要項は、令和2年12月18日から施行し、改正後の国立大学法人神戸大学クラウドファンディング実施要項の規定は、令和2年11月16日から適用する。